

議会運営委員会会議録

令和元年12月12日(木)

(開 会) 14:50

(閉 会) 15:40

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 追加議案の説明、質疑
- 2 追加議案の上程時期並びに付託委員会について
- 3 議案に対する質疑通告について
 - ・議案第152号(吉松議員)
 - ・議案第152号(深町議員)
 - ・議案第129、134、148、150、152号(川上議員)
- 4 意見書案の取り扱いについて
 - (1)「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書(案)
 - (2)令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書(案)
 - (3)女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書(案)
- 5 議員提出議案の取り扱いについて
 - (1)議員提出議案第10号 飯塚市議会基本条例
- 6 会期日程の変更について
- 7 その他

次回委員会開催予定 12月19日(木) 定例会最終日

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。追加議案について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

まず、予算関係の議案から説明いたします。追加で提案させていただきます「議案第165号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」から「議案第174号 令和元年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」につきまして、「令和元年度補正予算資料」で説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載していますように、給与改定に伴う所要額を補正するものでございます。一般会計は、既定の予算総額に2568万2千円を追加して、補正後の予算総額を702億8682万2千円にしようとするものでございます。

また、11の特別会計のうち今回補正します7つの会計で218万1千円を増額し、企業会計では、2つの会計で203万円を増額しています。合計で2989万3千円を増額するものでございます。4ページ以降に補正予算の概要等について、記載いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上が予算関係の議案でございます。

次に、予算関係以外の議案について、説明いたします。「議案概要」で、説明いたします。

1 ページをお願いいたします。「議案第 1 7 5 号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、人事院勧告に伴い国家公務員の給与改定が行われましたので、これを参考にして、職員の行政職給料表及び勤勉手当の支給率を改定するものでございます。

「議案第 1 7 6 号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例が改正されることに伴い、公立学校職員の常勤講師の給与改定が行われますので、これを参考にして、本市教育職員の給料表及び地域手当を改定するものでございます。

「議案第 1 7 7 号 契約の締結」につきましては、飯塚市新地方卸売市場整備工事につきましては、株式会社サンコービルド筑豊支店と 3 1 億 5 8 1 0 万円で請負契約を締結するものでございます。

「議案第 1 7 8 号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（個人情報流出事故）」につきましては、プレミアム付商品券事業において、住民基本台帳事務における支援措置対象者である転居先住所が記載された関係書類を転居前の住所地に送付し、個人情報を流出させ再び転居の必要が生じたことから、転居費用額として 5 8 万 4 1 0 0 円を支払うものでございます。

2 ページをお願いいたします。「報告第 3 3 号 交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」の専決処分につきましては、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

次に、「追加議案の上程時期並びに付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただいま説明のありました追加議案 1 4 件につきましては、明日、1 2 月 1 3 日の本会議におきまして、すでに上程されております議案の質疑、委員会付託のあとに上程し、提案理由説明、質疑、委員会付託としていただいております。

付託委員会につきましては、「令和元年第 5 回市議会定例会 追加議案一覧表」をご覧ください。冒頭に記載しておりますが、議案第 1 6 5 号から 1 7 4 号までの 1 0 件は、人事院勧告に伴う人件費のみの補正予算議案となるため、先例により、いずれも総務委員会に、また、1 7 5 号は総務委員会に、1 7 6 号は福祉文教委員会に、1 7 7 号は総務委員会に、1 7 8 号は福祉文教委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に、報告第 3 3 号につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。また、ただいまの説明にあわせる形で、議案付託一覧表（案）も変更いたしております。

ご審議方よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「追加議案の上程時期並びに付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議案に対する質疑通告」について、事務局から報告させます。

○議会事務局次長

議案に対する質疑通告につきましては、議案第152号について、吉松議員及び深町議員より、議案第129号、134号、148号、150号及び152号について、川上議員より、それぞれ質疑通告がっておりますので、ご報告いたします。

また、先ほど説明のありました追加議案の議案第165号から178号までの14件につきましては、日程の関係上、質疑通告を行いませんので、よろしく願いいたします。

○委員長

「議案に対する質疑通告」については、ご了承願います。

次に、「意見書の取り扱い」について、まず、「「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書(案)」及び、「令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書(案)」、以上2件について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○奥山委員

まず一つ目のあおり運転でございますが、現在、社会問題化しております、あおり運転の根絶に向けて、厳罰化のさらなる対策の強化でございます。ご審議よろしく願いいたします。それともう一つが、令和元年の台風19号からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書ということで、被災者の方がまだ2千名以上の方が被災されておりますけれども、1日も早い生活の再建ということで、国に求めるものでございます。ご審議よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書(案)」について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○金子委員

女性の差別がまだなくなっておりません。日本に住んでいたらそんなに思わないと思うんですが、やはり世界的なレベルで見たら日本はまだまだ女性に対しての差別がなくなっていない状況です。これをできるだけ世界レベルに近づけたいという思いで、今回提出させていただきます。ご審議の方よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

ただいま説明のありました意見書案3件につきましては、各会派に持ち帰っていただきまして、それぞれの賛否を12月17日、火曜日、午後5時までに議会事務局に報告していただきますようお願いいたします。

次に、「議員提出議案の取り扱い」について、12月9日付で道祖議員ほか2名から議長あてに、議員提出議案第10号として、「飯塚市議会基本条例」が提出されております。

本案につきましては、議員3名で提出されておりますので、飯塚市議会会議規則第14条第1項の要件を満たしております。本案について、補足説明を受けるため、本委員会として、道祖議員に出席を求めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、道祖議員に出席を求めることに決定いたしました。道祖議員、提出者席へご移動ください。

(着 席)

提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○道祖議員

提案理由はそこに記載させていただいておりますが、議会の活性化を図るとともに、市民に開かれた市民に信頼される議会をつくることを目的として、議会及び議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることを考えまして、本案を提出させていただいております。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、提出者に対する質疑を許します。

なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内でお願いいたします。質疑はありませんか。

○川上委員

これは国民民主ということでは提出されたんですかね。

○道祖議員

私どもの会派は国民民主ではありません。市民民主クラブでございまして、そのところを取り違えないでいただきたいと思います。ですから質問者の質問は、否でございます。

○川上委員

そうしたら会派で出されたんですね。

○道祖議員

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

市民に開かれた議会をつくりたいということなんだけれど、私は条例の案文を見たのはきょうが初めてなんです。議会、議員にかかわることについて、追加議案で、私自身はいきなり出されてみたわけだけれど、こういうのが市民に開かれたことを考えるもののやり方なんでしょう。

○道祖議員

見解の相違だと思います。

○川上委員

質問に答えてくださいよ。

○道祖議員

ルールにのっとって提案させていただいております。上記の議案を別紙のとおり、飯塚市議会会議規則第14条第1項の規定により提出するというふうにさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長

川上委員に申し上げます。議員提出議案で、いま出席いただいているんですけど、追加議案と言われたので、そこら辺の訂正はいいですか。

○川上委員

委員長、ありがとうございます。先ほど追加議案と言ったのは、執行部の追加議案ということに聞こえたと思います。それはちょっと撤回しましょう。それで、道祖議員、私が言ったのは、議会の活性化を図るとともに、市民に開かれた市民に信頼される議会をつくることを目的としてという、大事なことです。けれど、そういう目的を持つことを言っている市民民主クラブが、議員にいきなりどうだという上程の仕方をするかと。3人で議案の提出権はありますよ。そのこととは別の問題です。こういうことを目的とする提案理由としておりながら、一部

の議員にだけに対しては、見せない、見せておらんかったということについて、今聞いているわけですよ。

○道祖議員

ルールでは12月議会では、9日の5時までに議員として提出する議案があれば出して下さいということでありましたので、12月9日の5時までに案件を提出させていただいております。これはルールのとおりでございますので、そこをどういうふうに思われるかは見解が分かれるところであると思います。

○川上委員

そこは見解はわかれないうですよ。だから認めているじゃない、ルールどおりだと。市民クラブの皆さんがルールどおりやっているということは認めているわけです。私が聞いたのは、だけど、自分が制定の目的とする内容とやり方は異質のものですねと。私だけ排除しているわけでしょう。そのことを聞いているわけです。

○委員長

川上委員。質疑の途中なんですけれど。市民民主クラブでなく市民クラブと先ほど言われましてけれど、何度もそのような形で言われていますけれど、大丈夫ですか。

(発言する者あり)

○川上委員

私が市民クラブといったようで失礼しました。市民民主クラブ。質問の趣旨はわかるでしょう。

○道祖議員

内容を十分検討していただいて、これは19日に通常であるならば最終日に議案として上程されると思うので、それまで日にちもありますし、中身を確認していただいて、それは私どもの考えている提案理由と、あなたの考えている考えと違っていると言うならば、違っているんでしょうし、私どもは、粛々とルールにのってやっただと。そういうことなんですけれど、そこは見解の分かれるところで、あなたが言うように、私どもの会派が市民に開かれてない会派だというご指摘をするなら、それはあなたの見解でしょうと言っているだけです。

○川上委員

私は市民民主クラブが市民に開かれてない会派とは言うておりません。そうであるかどうかは、市民があなた方の言っていることとしていることを見て判断するでしょう。私がさっきから言っているのは、一部の議員を排除して、そういう合意を形成していきながら、出す条例の目的が議会の活性化を図るとともに、市民に開かれた市民に信頼される議会をつくるということになるのかと、一部の議員を除く開かれた議会をつくるつもりではないでしょうし、その問題を指摘したわけです。答弁ができないということ、見解の相違と言っている。それだけのことでしょう。見解の相違があったら排除してもいいという考え方を、あなたと市民民主クラブはしているのかということですよ。違うんですか。

○道祖議員

私は、これは随分前から代表者会議で提出させていただきますという話をしておりますし、そしてその結果については、あなた方のほうにも届いているというふうに思っておりますよ。中身は別ですよ。中身は別ですよ。だから、どういうやつをするかということについては、今回改めて提案させていただいております。案については、確かに代表者の方にお渡ししましたよ。私はあなたを排除したとかそういう気持ちはないし、一部の人を排除したというつもりはない。ただ、ルールに従ってちゃんと私はやっていますと、私の立場では。私の立場でどこがルール違反なんですか。どこがルール違反なのかはっきり言ってくださいよ。私は代表者会議できちっと言ってきていますし、議会のルールから逸脱した気持ちはないとはっきり言ってい

るんですよ。

○川上委員

まあ、そう大きい声を出さなくても聞こえるよ。それで、私はあなたに1度もルール違反と言ってないでしょう。言いましたか、言っていないでしょう。それで、代表者会議というけれど、私は代表者会議には出ていないし、私にはあなたが言ったことは全然伝わってきていない。内容はもちろんですよ。それで、代表者会議に出たくても出られない議員がいるわけでしょう。そのところを、会派にかかわりのないことならまだしも、直接かかわる何と書いていますか、これ、市議会基本条例という内容なんですよ。こういうものを代表者会議に出ていない会派を組めていない議員は、排除する形でということを行っているわけですよ。それがあなた方の言う、先ほど言ったような提案理由の、この条例の目的と合致するやり方なのかということ指摘しているわけですよ。何か言うことがあるんですか。

○道祖議員

再々言いますけれど、述べさせていただきますけれど、私はルールに従ってやっております。代表者会でもちゃんともう2カ月前ぐらいですか、これについては出すと言って話しておりますよ。それが届いていない、届いているというのは私の務めではないと思っておりますけれど。

○佐藤委員

委員長、委員会の進行について。先日、たしか議会運営委員会で視察に行ったと思うんですね、この内容で。そして私たち委員会として勉強しております。それを視察に来られてない方が唐突に出されたとかいうことは私はいかがなものかと思しますので、議事進行してください。ルールにのっとってやっておるんですから。

○川上委員

それを含めて答えるけれども、議会運営委員会の視察は、とにかくどこかに行くということを決めて、そしてどこに行くのかということと、愛知県の半田市と刈谷市にいきますと、なぜそこにいくんですかと飯塚市と人口規模が同等程度だからということしか聞いておりません。私は市民の税金を使った視察が、そのように、とにかくどこかに行くということが先にあるような、そういう――

○委員長

川上委員に申し上げます。本件の内容から逸脱してはズれておりますけれど、それを追求するところではないところですから。

○川上委員

議会基本条例を視察に行くとか1度も聞いてない。行った報告も受けていない。資料要求したけど、寄せられていない。だから代表者会議に出たものには、このことについて、あるいは視察にあとで目的を決めていったものについては、話がおおっているけれど、それに代表者会議に出ていないもの、それから視察に行かなかったものについては、自己責任という形で排除されたことについて、どうだと言わんばかりの議事進行というものなかなかおもしろい。それで、もう一つ言うと内容を読んだけれども、飯塚市議会というのは、監視機関であることを認めていますよ。でありながら――

○委員長

内容について入っていますけれど。

○川上委員

そこをとおって結論を言うから、質問するから。ところが監視機関の役割が大事で発揮しなくてはならないと言いながら、付託前の議案質疑について――

○委員長

川上委員に申し上げます。内容の質疑は先ほど注意しましたが。議会上程されてから言われたほうが。

○川上委員

内容について質疑はしないから、言っているだけだから、委員長心配しないでください。だから、内容について質問しないから。監視機関の役割強化と言いながら、議案質疑について、質問制限を加え、そして執行部に反問権も与えるという内容になっているわけですよ。反問権はいいですよ。だけど、これによって、当初の目的が――

○委員長

川上委員に申し上げます。ご意見も一緒の扱いになりますのでご了承お願いいたします。ここで打ち切りまして、ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

すいません。私はこういうことを聞くのは初めてなので、どこからどう聞いていいかわからないんですけど、もし、私が言っていることが、また議会の中で質問したほうがいいということであればやめます。一応、聞いてください。わからないので言っているか悪いのか。

(発言する者あり)

そういうこともわかっていないので、すいません。私、初めて議会運営委員会の副委員長ということにさせていただいておりました。視察があるということもよくわからないままでした。そして、これに関しては、10月に行きましたよね、視察に。そうしたら、初めに議会事務局から何か行きたいとかありますかと質問していただきましたけれど――

(発言する者あり)

すいません。わからないからですね、一応聞いてください。どこまで質問していいか。

(発言する者あり)

いいですか。

(発言する者あり)

流れが聞きたいんです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 16

再開 15 : 21

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

今休憩中にも述べましたけれども、一会派が提出して、議会基本条例を、ルールどおりかもしれないけれども、もともとルールに基づいてなくては出す意味がないんだけど、出せないんだけど、ルールどおりかもしれないけれども、こういう重要なものについて、一部の議員が排除された形で合意形成がそれ以外のところで行われて、そして事務局が伝えたとか、伝えていないとかそういうレベルの問題じゃないでしょう。議長の仕事でしょう。今まで政治倫理条例でも資産公開の問題でも、議員がみんな話合って、1人残らずみんなの意思が出され合って、議会をこうしましょうと。それは議員の個人の身分にかかわることではなくて、地方自治の根幹にかかわるから、住民の自治の問題にかかわるから。そういうことで議員がみんな認識を持ってやっつけていこうとしていて、どうしても、議会の基本条例がいるというのであれば、やっぱり議運にかかわるものが全員提出者、賛同者となって、全会一致になるように出していくのが当たり前ですよ。一会派の利害関係にかかわる問題じゃないでしょう。だから、こういうやり方はおかしい。そういうことが、道祖議員はわかりませんか。長年議員をしているのに。

○道祖議員

議会の権限というのは、地方自治法に定められております。第96条第1項、条例を設け、又は改廃すること。議会運営委員会の内容についても、地方自治法に定められております。109条第3項、議会の運営に関する事項、第2、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、3、議長の諮問に関する事項、そして、会議については第112条、普通地方公共団体の議員は議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。定数の12分の1以上の賛成者が必要とされております。このルールに基づいて、私は提出させていただいております。ご理解賜りたいと思います。

○川上委員

いやそれは、あなたが言ったことは全部理解していますよ。だから、1度もあなたに議会のルール違反とはいったことがない。ただあなたが出した条例案でうたっていることと、あなたがやってきた一部の者を排除するやり方は、矛盾がないですかということのをさっきから聞いているわけですよ。矛盾を感じてないわけね。

○道祖議員

私はルールに基づいてやっておりますので、矛盾を感じておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

提出者に対する質疑を終結いたします。道祖議員、ありがとうございました。

次に、本案の取り扱いについて、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「議員提出議案第10号 飯塚市議会基本条例」の取り扱いにつきましては、先例により、本会議最終日であります、12月19日に上程し、議案の提案理由説明の後に、議員提出議案でありますので、委員会付託を省略することを諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいております。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

どうして付託を省略するというふうに思ったんですか。

○議会事務局次長

先ほど申し上げましたが、本案は議員提出議案であることから、先例に基づき、委員会付託を省略することについて、ご提案申し上げたところでございます。

○川上委員

私は飯塚市議会基本条例、これはその条例の中に、市議会における最高法規とするという文言まであるんですよ。政治倫理だとか、政務活動費の問題とかは別に定めるという形で、市の条例の中に関係条例の中で、最高法規という位置づけがあるから君臨する形になっているわけですよ。非常に重大な内容をもつ条例です。条例の中の王様という条例になろうとしているわけですよ。こういうものを一会派がぼんと出して付託もせず、さあどうだと。しかも状況から見て、私を含む一部の議員は、排除されて合意形成があっているように、私は感じる。こうした中で、このまま付託抜きで本会議で質疑、採決というのは、議会の民主的な運営の原則に逸脱すると思う。出すことも問題だと思うけれど、議会運営委員会に付託して、十分に3議会ぐらいかけてやって初めて、全議員が住民の声も聞いて、共感のもとにつくり上げていく、練り上げていくというふうにあってしかるべきだと思うんですよ。この点で本来なら、議長、それから議運の委員長が汗をかいていただくのが1番いいと思います。それでこの際、議会事務局の

提案は、私は受け入れられない。議運に付託をするというふうにするように求めます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議員提出議案の取り扱いについて、事務局説明のとおりとすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(発言する者あり)

質疑ではなかったのですか。

(発言する者あり)

改めてお諮りいたします。議員提出議案の取り扱いについて、事務局説明のとおりとすることに、賛成の委員は挙手をお願いします。

(発言する者あり)

動議で受け付けてないですよ。

(発言する者あり)

質疑を終結しています。

(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 29

再開 15 : 35

委員会を再開いたします。

○川上委員

先ほど議会事務局から付託を省略するというのを、本会議で提案できるようにということでしたけれども、それについては否定することを質疑の中で意見を述べました。私はこの件については、質疑の中で述べたような理由で議会運営委員会に付託して慎重に審査してしかるべきと思いますので、そのように決してもらいたいと思います。

○委員長

議会事務局にお伺いいたします。今の取り扱いについて、どのような形がよろしいか、お述べください。

○議会事務局次長

まず、委員会付託すべきではないかという動議ということですが、議会運営委員会で決定すべきものではなく、本会議において、委員会付託省略とすること、起立採決で諮っていただくこととなります。

○川上委員

言っているんですかね。それはだれが決めたんですか。

○議会事務局次長

会議規則第36条に規定されております。

○川上委員

何の会議規則ですか。正確に述べてくれませんか。いつ決めたのか。

○議会事務局次長

飯塚市議会会議規則第36条、会議に付する事件は、第135条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会、または議会運営委員会に付託するとあります。続けて第3項に、前2項における提出者の説明、及び第1項における委員会付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができると規定されております。

○川上委員

後段の部分の意味がちょっとよくわかりませんでしたけれど。

○議会事務局次長

先ほどと同じ答弁になりますけれど、飯塚市議会会議規則第36条第3項に、前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができるという規定に基づいて、先ほどの答弁をいたしました。

○委員長

川上委員に申し上げます。規定のとおり範囲内ということなので、ご了承お願いいたします。

お諮りいたします。議員提出議案の取り扱いについて、事務局の説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議あり)

改めてお諮りいたします。議員提出議案の取り扱いについて、事務局説明のとおりとすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、そのように決定いたしました。

次に会期日程の変更について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「令和元年第5回 飯塚市議会定例会会期日程（変更案）」をご覧ください。

会議予定でございますが、太枠で囲っております箇所、第8日、12月13日の3番目に追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託を追加しております。

また、最終日、12月19日の2番目に、先ほどご審議いただきました議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決を、3番目、報告事項の説明、質疑に、報告第33号を追加しております。

ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会期日程の変更については、事務局説明のとおりとすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、そのように決定いたしました。

最後にその他でございますが、次回の議会運営委員会は12月19日、木曜日、最終日の本会議開会前の9時30分から開会いたしますので、よろしくお願いたします。本日の審査はすべて終了いたしましたので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。